

D 授賞申請関係

第28条 成績順位の決定

レースの成績順位の決定は次の各号によって行う。

1. 分速の高いものを上位とする。
2. 同一分速のものは、生年の若い鳩を上位とする。
3. 分速および生年が同じものは、雌鳩を上位とする。
4. 第2号および第3号によって順位が決定できないときは、飛翔距離の大なるものを上位とする。
5. 前各号によっても順位が決定できないときは、抽選によって決定する。
6. 自動記録機を使用の場合、同一鳩舎において秒単位まで同時刻の打刻は打刻順とする。

第29条 成績順位の呼称

レースの成績の順位により、次のように呼称する。

1. 優勝…レースにおける分速が最も早く1位のもの。
2. 上位入賞…レース参加羽数の10%以内のもの。
3. 入賞…レース参加羽数の20%以内のもの。
4. 記録…第6条に定めた期間内に帰還したものの。

第30条 審査およびその発表

1. 審査委員会は、記録機の封印を確認した後に開函し、記録紙について閉、開函各規正および記録印字の明確なものについてのみを、また、電子入舎システムを使用の場合は連合会の統一システムに個人データ集積機を接続し、正規なものであることを確認されたものののみの分速計算を行い、正しい記録と認められるものについて成績順位の判定を行い、レース終了後2週間以内に仮発表する。仮発表後1週間以内に疑義の申立てがないときは、正式発表とする。
2. 本規程第25条による疑義の申立てがあったときは、審査委員会の再審査判定後2週間を経過した後成績順位を発表する。
3. 本規程第26条による疑義の抗告があったときは、審判委員会の裁決または差し戻し再審査の判定後成績順位を発表する。
4. 鳩レースにおいては、鳩は日の出から日没後30分まで飛ぶものとする。尚、別に定めのある場合を除き、日の出、日の入りの基準地点は主催団体において決定するものとする。
5. 翌日以後の所要時間の算出については、放鳩当日の帰還地における日没時刻より放鳩時刻を差し引いて当日の飛翔時間を求め、翌日の場合は、その正時刻から日の出時刻を差し引いて翌日の飛翔時間を求め、この両方に前号の30分を加えて算出する。3日目以後については、当日飛翔時間に翌日の日の入時刻から翌日の日の出時刻を差し引いて、翌日飛翔時間を求めたものと、更に3日目の日の出時刻を差し引いたものに1時間を加えて算出する。以後は、これを繰り返し行って算出する。
6. 放鳩日の日没後30分以後に帰還した鳩がある場合は、その帰還の時刻を記録機で記録し、日没時刻に30分加えて計算するものとし、翌日以後のこのような場合は前号による計算と本号の取り扱いによるものとする。この場合24時までに帰還時刻を記録された鳩は当日または、それ以後の2日目、3日目等の帰還として取り扱う。
7. 電子入舎システムの保管・管理は、連合会長もしくは連合会長が認めた代理人とするものとする。